

○大洲市、西予市、内子町広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害および産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安定を図るため、市町（消防事務組合を含む。以下同じ。）相互の協力体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

(区域および対象)

第2条 この協定の実施区域は、大洲市、西予市および内子町とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、大規模または特殊火災および突発的災害で応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種別)

第4条 この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

(1) 普通応援 協定市町に接する地域および当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地の消防管理者（以下「市町長」という。）の要請をまたずに出動する応援

(2) 特別応援 協定市町の区域内に災害が発生した場合に、発生地の市町長の要請に基づいて出動する応援

(応援要請の方法)

第5条 応援の要請は、災害発生地市町長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援市町長に対し行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害発生場所

(3) 所要人員および機械器具、消火薬剤等の種別員数

(4) 応援隊受領（誘導員配置）場所

(5) その他必要事項

2 普通応援で出動した場合、応援側は直ちに受援側に連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町長は、管轄区域内の警備に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 応援市町長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の員数、到着予定時刻を受援市町長に通報し、派遣しがたいときは、その旨を遅滞なく受援市町長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第7条 受援市町の消防長および消防団長は、受領場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の4に基づき、受援市町の消防長または消防団長が応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(費用の負担)

第9条 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

(1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職（団）員の手当等に関する費用は、応援側の負担とする。

(2) 機械器具の大破損の修理および応援隊員の死傷による災害補償等重要事項については、当事者間において協義のうえ決定する。

(3) 前各号以外の経費については、原則として受援市町の負担とする。

(改廃)

第10条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(委任)

第11条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、関係市町の消防長及び消防団長が協議のうえ定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成17年11月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、市町の長が記名押印のうえ、各自1通を保管するものとする。

2 「大洲市喜多東宇和郡広域消防相互応援協定書」（昭和58年7月1日締結）は廃止する。

平成17年11月1日

大洲市長

西予市長

内子町長

大洲地区広域消防事務組合長